

# 水道料金の改定(案)について

平成30年8月

阿賀町役場 建設課 上下水道係

目次

1 料金改定の必要性について	P - 2
2 上下水道料金の現状について	P - 3
3 上下水道料金の改定（案）について (1) 前回（平成 29 年度）改定概要について (2) 今回改定（案）概要について (3) 改定時期（予定）	P - 4
4 阿賀町水道事業の経営状況について (1) 平成 29 年度決算見込みについて	P - 5
(2) 今後の経営予測と改善計画について ア. 収益的収入 イ. 収益的支出 ウ. 収支改善計画 エ. 施設更新計画	P - 6 P - 8 P - 9 P - 10
5 阿賀町簡易水道事業の経営状況について (1) 経営の現状及び今後の予測と改善計画について	P - 11
6 阿賀町下水道事業の経営状況について (1) 経営の現状及び今後の予測と改善計画について	P - 12
○阿賀町上下水道料金表（案）	P - 13
○改定（案）の説明	P - 14

## 1 料金改定の必要性について

今回上下水道料金を改定する理由は2つあります。

### (1) 上下水道料金を統一するため。

平成17年4月1日に津川町、鹿瀬町、上川村、三川村の2町2村が合併し、現在の阿賀町が誕生しました。合併後の様々な事務事業等の取扱いについては「合併協定」が交わされました。上下水道料金について協定書では下記のとおり記述されています。

#### 23. 住民負担の取り扱い

合併時の住民負担の取り扱いは、次のとおりとする。

水道関係（水道使用料）……………合併後5年間で段階的に統一

下水道関係（下水道使用料）……………合併後5年間で段階的に統一

このように合併協定の目標期間は既に経過していますが、可能な限り早い段階での料金統一が必要であります。

### (2) 上下水道料金の適正化

阿賀町の上下水道3事業の平成28年度決算状況は次のとおりであります。

- ①水道事業……………764万円の単年度赤字（累積2億1,507万円）。
- ②簡易水道事業……単年度収支決算額が黒字であります。これは料金収入等の収入不足分を「一般会計」からの「基準外繰出金」により補填しているためであります。（基準外繰出し金 ≒ 1億6,399万円）
- ③下水道事業……………単年度収支決算額が黒字であります。これは料金収入等の収入不足分を「一般会計」からの「基準外繰出金」により補填しているためであります。（基準外繰出し金 ≒ 7,210万円）

このように3事業は共に実質的な赤字決算が続きます。水道事業では早急に単年度収支黒字化を図り、累積欠損金の解消が必要となります。

また、簡易水道事業と下水道事業では一般会計の財政状況が地方交付税収入の減少により大変厳しい財政状況にあることから、基準外繰出の抑制が求められています。

## 2 上下水道料金の現状について

### (1) 水道事業、簡易水道事業

ア) 一般家庭用（口径 20 mm以下、150 m<sup>3</sup>/月以下）

基本水量と基本料金は統一済。水量料金は 1 立方メートルあたり 108 円から 226 円で 2.09 倍の格差が生じています。

#### 20 m<sup>3</sup>/月使用の家庭での比較

①水道事業（津川簡水を除く、鹿瀬区）

$$1,728 \text{ 円} + (10 \times 226 \text{ 円}) = 3,988 \text{ 円}$$

②簡易水道（津川、鹿瀬、上川） 1,728 円 + (10 × 205 円) = 3,778 円

③簡易水道（三川、上川簡易給水） 1,728 円 + (10 × 108 円) = 2,808 円

$$\text{最大較差} = 1,180 \text{ 円/月 (1.42 倍)}$$

イ) 大口利用者（口径 40 mm以上、150 m<sup>3</sup>/月超）

基本水量は統一済。基本料金は事業間、区域間格差が大きく水量料金も 1 立方メートルあたり 37 円から 226 円で 6.11 倍の格差が生じています。

該当顧客数は水道事業 29 件、簡易水道事業 27 件（H27）と少数である。

150 m<sup>3</sup>超分の有収水量（全口径）は水道事業が約 13%、簡易水道事業は約 15%となっている。

#### 500 m<sup>3</sup>/月使用（口 40 mm）での比較

①水道事業 7,408 円 + (490 × 226 円) = 118,148 円

②簡易水道（津川） 7,408 円 + (490 × 205 円) = 107,858 円

③簡易水道（鹿瀬） 2,160 円 + (140 × 205 円) + (350 × 172 円) = 91,060 円

④簡易水道（上川） 4,644 円 + (140 × 205 円) + (350 × 108 円) = 71,144 円

⑤簡易水道（三川） 4,644 円 + (140 × 108 円) + (150 × 43 円) + (200 × 37 円)  
= 33,614 円

$$\text{最大較差} = 84,534 \text{ 円/月 (3.51 倍)}$$

### 3 上下水道料金の改定（案）について

#### (1) 前回（平成 29 年度）改定概要について

- ・水道 基本水量の統一（10 m<sup>3</sup>）、家庭用基本料金の統一、従量単価較差是正、口径別単価に統一。（用途別単価の廃止）水道事業は平均 10%の値上げ、簡易水道は平均 10%強の値上げ。
- ・下水道 基本水量を 10 m<sup>3</sup>に統一。基本料金、従量料金の完全統一。平均 0%強の値上げ。負担金、分担金の完全統一。

#### (2) 今回改定（案）概要について

- ・水道 …… 改定（案）は P13 に記載  
水道事業で平均 10%程度（消費税含む）、簡易水道で平均 10%強（〃）の値上げと単価較差の縮減を行います。  
口径 40mm以上で使用量が 150 m<sup>3</sup>/月以上の月額料金較差を縮減します。
- ・下水道  
今回改定しません。供用率改善に努めます。使用料改定は今回の水道料金改定後に検討します。

#### (3) 改定時期（予定）

- ① 条例改正 平成 31 年 3 月
- ② 施行日 (平成)31 年 10 月 1 日
- ③ 適用日 (平成)31 年 11 月請求分から

参考 ※消費税改定 平成 26 年 4 月 1 日（5%→8%）  
(平成)31 年 10 月 1 日（8%→10%？）

水道・簡易水道の両事業運営協議会からの答申を尊重し、こまめに、段階的に行います。改定間隔は概ね 2 年間とします。

## 4 阿賀町水道事業の経営状況について

## (1) 平成 29 年度決算見込みについて

平成 29 年度阿賀町水道事業会計の収益的収支決算見込額は、経常損失 1,565 千円、年度末未処理欠損金は 216,638 千円であります。

当初予定額との比較では経常損失 10,403 千円、年度末未処理欠損金 15,064 千円減少となる見込みであります。（表－1）

主な要因は、①28 年度未処理欠損金が城山浄水場の施設修繕料が少なかつたこと等により 4,661 千円減額となった。②29 年度の施設修繕料が 3,700 千円、電力料 500 千円、委託料 2,100 千円等、不用額の合計額 7,762 千円の見込みである。③「上水道の高料金対策に要する経費」について、総務省の繰出基準の変更により、一般会計からの繰入金が 2,929 千円増額となる見込みである。（3 月補正予定）以上の 3 点であります。

また、給水収益は当初予定額に対し約 1%（1,108 千円）減、前年比 104.6%の見込みであります。

(表－1) 平成 29 年度決算見込み

項目	当初予定額	決算見込額	増 減	備 考
1 営業収益	125,538	127,359	+1,821	高料金対策
2 営業費用	150,029	142,267	△7,762	修繕料等
a 営業損失	△24,491	△14,909	△9,582	(1－2)
3 営業外収益	30,560	30,946	+386	
4 営業外費用	18,038	17,602	△436	
b 営業外利益	12,522	13,344	+822	(3－4)
(a+b) 経常損失	△11,969	1,565	△10,403	
H28 未処理欠損金	219,734	215,073	△4,661	見込・決算
H29 未処理欠損金	231,702	216,638	△15,064	予定・見込

(H30 年 1 月 15 日現在、単位：千円、消費税を含まない)

（表－２）「上水道の高料金対策に要する経費」の判定

項 目		H27	H28	H29	H30	H31	備考
資本費 (円/㎥)	国基準	164	146	141	(141)	(141)	
	阿賀町	174	171	171	167	169	
	差	+10	+25	+30	(+26)	(+28)	
	判 定	○	○	○	(○)	(○)	
給水原価 (円/㎥)	国基準	274	255	251	(251)	(251)	
	阿賀町	247	256.3	265	250.3	258	
	判 定	×	○	○	(×)	(○)	
総合判定		×	○	○	(×)	(○)	
有収水量 (千㎥)		574	560	535	(534)	(520)	
繰出基準額 (千円)		—	14,270	16,223	(—)	(14,560)	

○資本費＝（減価償却費－長期前受金戻入＋企業債利息）÷年間有収水量

○給水原価＝（経常費用－長期前受金戻入）÷年間有収水量

○繰出基準額＝資本費の差×年間有収水量

※阿賀町欄数値はそれぞれの前々年度決算値になります。

## (2) 今後の経営予測と改善計画について

### ア. 収益的収入

料金収入は前年比約 3%の減少が続いてきましたが、平成 28 年度では前年比 100.5%と増収となりました。このような現象は一時的なもので、平成 26～28 年度の 2 年間では 3.5%減収し、有収水量の減少も続いています。(表－3)

今後数年間は有収水量の減少率は年 3%弱で推移し、調定数は毎年 1.5%程の減少が継続するものと思われまます。

29 年 6 月からの料金改定による影響は 29 年度決算見込みで記述しているとおり、当初予定額から 1%程減少します。また平成 27 年度に作成した収支計画（料金改定なし）では 29 年度の料金収入は 9,955 万円でしたが 29 年度決算見込み額は 1 億 1,079 万円であり、約 1,200 万円（12%）の増収を予定しています。今後の料金収入見込みについては調定数の減少率と有収水量の減少率が大きく異なる等複数の要因が影響していると考えられることから、詳細な分析にはもう少し期間が必要となります。現段階では 2～3%程の自然減は継続すると考えます。

高料金対策に係る一般会計からの繰入金（80%が交付税措置される）については総務省の定める基準のうち「資本費」については当面クリアできますが「給水原価」については平成 30 年度、国の基準をクリアできない見込みであります。

（表－2）

平成 31 年度以降は計算式の分母である有収水量の減少により「給水原価」が上昇し、再び基準をクリアできる見込みであります。この繰入金については 27 年度作成した収支計画より、大きく減収となる見込みであります。原因は長期前受金の取扱について、当時の収支計画書作成以降にこれを控除する旨の基準が示され、算定に用いる資本費が下がったためであります。

この様に基準が後で示されるため、基準をクリアできない場合は単年度あたり約 1,500 万円（料金収入の 10%以上）の繰入金が入り込まないこととなります。

（表－3）収支計画と決算額の比較【収益的収入】

		H26	H27	H28	H29	H30	備考
料金収入	決算	109,777	105,366	105,935	(110,792)	(108,621)	H29 6月 (改定)
		前年比→	96.0%	100.5%	104.6%	98.0%	
	計画	109,777	105,803	102,629	99,550	96,564	
		前年比→	96.4%	97.0%	97.0%	97.0%	
差額	—	△437	3,306	11,242	12,057		
繰入金	決算	—	—	14,270	(16,223)	(—)	高料金
	計画	—	—	29,566	27,967	28,214	
	差額	—	—	△15,296	△11,744	△28,214	
その他	決算	31,934	32,389	31,393	(31,288)	(30,590)	前受金
	計画	31,934	30,716	30,716	30,716	31,111	
	差額	—	1,673	677	572	△521	
計	決算	141,711	137,755	151,598	(158,303)	(139,211)	
	計画	141,711	136,519	162,911	158,233	155,889	
	差額	—	1,236	△11,313	(70)	(△16,678)	
有収水量 (m <sup>3</sup> )		560,077	535,242	534,819	(520,715)	—	決算値
	前年比→		△4.4%	△0.1%	(△2.6%)	—	
調定件数 (件)		26,059	25,651	25,425	(25,020)	—	決算値
	前年比→		△1.6%	△0.9%	(△1.6%)	—	

単位：千円（税抜）、m<sup>3</sup>

○計画欄はH27年度に作成した収支計画の数値。（H27.11.06全協資料）

○平成30年度の繰出基準を満たした場合、繰出基準額は14,178千円。



イ．収益的支出

営業費用は26年度以降、特別修繕引当金の計上等により、単年度費用の平準化が促進され、単年度の決算額は1億4千万円強で推移しています。現在、施設更新を抑制しているため、原価償却費が減少しています。しかし、多くの施設更新を控えており、更新後、再び上昇する事になります。

営業外費用は企業債等利息償還額が減少していきます。平成31年度以降は激減しますが、多くの施設更新予定があるため、再び増加して行くことになります。

ここ数年間の水道事業費用は、決算額が計画より毎年度1千万円程少ない状況にあります。これは施設更新を可能な限り抑制しているためであります。多くの重要施設（配水池・基幹配水管等）が更新時期を向かえており、実施後は減価償却費、企業債等利息の費用が増加して行きます。平成34～36年度の費用は1億8千万円程に達し、その後は再び減少傾向が続く見込みであります。

（注：平成17年度作成の収支計画に施設更新の実施状況を勘案）

（表－4）収支計画と決算額の比較【収益的支出】

		H26	H27	H28	H29	H30	備考
営業費用	決算	147,135	146,982	139,947	(142,267)	(147,346)	修繕料 動力費 減価償 却費等
		前年比→	99.9%	95.2%	101.6%	103.6%	
	計画	147,135	156,472	153,019	152,868	153,622	
		前年比→	106.3%	97.8%	99.9%	100.5%	
差額	—	△9,490	△13,072	△10,601	△6,276		
営業外費用	決算	21,794	20,278	19,298	(17,602)	(16,444)	利息等
		前年比→	93.0%	95.2%	91.2%	93.4%	
	計画	21,794	20,636	19,331	18,101	18,213	
		前年比→	94.7%	93.7%	93.6%	100.6%	
差額	—	△358	△33	△499	△1,769		
計	決算	168,929	167,260	159,245	(159,869)	(163,790)	水道事業費用
	計画	168,929	177,108	172,350	170,969	171,835	
	差額	—	△9,848	△13,105	(△11,100)	(△8,045)	

（千円：税抜）

○計画欄はH27年度に作成した収支計画の数値。（H27.11.06全協資料）

ウ．収支改善計画

平成 29 年度経常損失額は 6 月からの料金改定並びに「高料金関係の繰出し基準」を見たすこと等から 1,566 千円の見込みであります。（表－5）

平成 19 年度に単年度経常損失を計上してから毎年 20,000 千円を超える額を計上してきました。平成 28、29 年度の損失額は大幅に減少しますが、平成 30 年度の損失額は再び 20,000 千円を超える予定であります。

このことは「高料金対策関係の繰出し金」を当初予定額に計上できないためであります。なお、この繰入金は 29 年度決算見込みで料金収入の 14.6% に相当し、重要な財源であります。基準を満たさない場合、収入が 0 円となる不安定な財源であり当初予定額に計上するには慎重な判断が必要となります。

長期的にはこの基準を満たすような事業運営を行うことが必要となります。平成 29 年度決算見込みまでの比較では修繕工事の減額等から費用が減少し、単年度損失額は 27 年度に作成した収支計画を下回りました。しかし、単年度収支の赤字は継続し、未処理欠損金は 2 億円（料金収入の約 2 倍）を超過しています。今後、多くの施設更新を予定しているため、安定財源である料金改定が急務となっております。

前回の料金改定案作成時に「累積欠損金を減少させるためには料金収入を 25% 程度値上げする必要がある」（平成 28 年 7 月、意見募集用 P27）と分析しています。激変緩和と簡易水道料金との統一等もあり、段階的に値上げすることとしたもので、前回は平均約 10% の値上げを行いました。

今回改定では「平均約 10%（年約 1,080 万円）の値上げと、高料金関係の繰出し基準を満たした場合に単年度収支が黒字化する水準を確保する」ことを目的とします。

（表－5）収支計画と決算額の比較【経常損益】 （千円：税抜）

		H26	H27	H28	H29	H30	備考
収入	決算	141,711	137,755	151,598	(158,303)	(139,211)	
	計画	141,711	136,519	162,911	158,233	155,889	
	差額	—	1,236	△11,313	(70)	(△16,678)	
費用	決算	168,929	167,260	159,245	(159,869)	(163,790)	
	計画	168,929	177,108	172,350	170,969	171,835	
	差額	—	△9,848	△13,105	(△10,665)	(△8,045)	
計	決算	△27,218	△29,505	△7,647	△1,566	△24,579	経常 損益
	計画	△27,218	△40,589	△9,439	△12,736	△15,946	
	差額	—	+11,084	+1,273	+11,170	△8,633	

○計画欄はH27年度に作成した収支計画の数値。（H27.11.06 全協資料）

エ. 施設更新計画

平成 29 年度に施設更新のため、全体計画策定を予定していましたが連結を検討している中央南部簡易水道・中央配水池（太田区）の漏水が確認されました。

現在も調査中であり、天満・野村地区への配水計画を主として簡易水道を含め、再検討が必要となりましたので 29 年度中の計画策定につきましては、平成 30 年度以降に延期し確実により効率の良い計画を策定します。（3 月補正予定）

なお、全体計画に影響しない事が配水管の更新は緊急性を考慮し、計画的に実施していきます。

また、施設更新時期の変更に伴う減価償却費、企業債利息等は資本費や給水原価に大きく影響します。このため施設整備については「高料金対策に関する繰出し基準」を満たすよう十分配慮していく必要があります。

（表-6）水道事業施設更新計画

施設名	種 目	事業費 (百万円)	開始	終了	備考
城山浄水場	監視装置	100	H37	H39	
	機械電気	150	H42	H45	
城山配水池	第 1 配水池	140	H29	H31	
	第 2 配水池	120	H33	H35	
清川浄水場		10	H35	H35	
清川配水池	第 1 配水池	70	H31	H33	
	第 2 配水池	50	H35	H36	
西ポンプ場		15	H36	H36	
西配水池		50	H39	H40	
芦沢ポンプ場		15	H29	H29	
天満ポンプ場		20	H41	H41	
管路施設	配水管	621	H29	H42	
	送水管	91	H31	H39	
	導水管	111	H32	H47	

○計画はH27年度に作成。（H27.11.06全協資料の数値）

## 5 阿賀町簡易水道事業の経営状況について

### (1) 経営の現状及び今後の予測と改善計画について

平成 28 年度の給水原価は 653 円（平成 17 年度 316 円）で高騰が続いています。主な要因は多くの水道施設が更新時期を向かえ合併後多くの施設整備が行われ、その起債元利償還額が平成 31 年度にピークを向かえるためである。

総費用から総務省の定める一般会計からの繰出基準額を控除して算出した単価（供給単価②）は 359 円（280 円）であります。

一方で供給単価①は 155 円と低額となっている。平成 29 年 6 月から平均 10%強の値上げを実施しており、平成 29 年度決算見込では約 168 円になります。

供給単価①と（供給単価②）の差は 155 円－359 円＝△204 円で、この単価差を一般会計が負担していることになり、平成 28 年度一般会計の実質負担額は約 1 億 6,400 万円であります。

水道事業の供給単価は平成 28 年度 208 円（簡水の 1.34 倍）であり、阿賀町合併協定書では料金統一するとされていることから、段階的料金統一を実施しています。

（表－7）簡易水道事業の収支状況

	H17		H26	H27	H28	備 考
有収水量 (Q)	903,230		852,392	800,446	802,797	%は前年比、H26 欄 はH17 比
			94.4%	93.9%	100.3%	
料金収入 (A)	140,125		136,434	129,589	124,547	" " 過年度収入を含む
			97.4%	95.0%	96.1%	
収入(B)	172,545		299,097	351,693	360,441	(A)+基準内繰入金
支出(C)	285,262		509,284	493,544	524,431	(総費用+償還元金) 建設改良費を除く
差	△112,717		△210,187	△141,851	△163,990	決算統計上の町単独 財源 (B)－(C)
給 水 原 価	316		597	617	653	支出(C)÷ 有収水量(Q)
供 給 単価①	155		160	162	155	料金収入(A)÷ 有収水量(Q)
供 給 単価②	280		407	339	359	{(C)－(B)+(A)} ÷有収水量(Q)

(千円：税込、m<sup>3</sup>)

## 6 阿賀町下水道事業の経営状況について

### (1) 経営の現状及び今後の予測と改善計画について

平成 28 年度の汚水処理原価は 824 円で平成 17 年度 1,049 円以降は緩やかに安くなっています。このことは施設整備が終了し、起債償還額も減少していることが主な要因であります。

なお、総費用から総務省の定める一般会計からの繰出基準額を控除して算出した単価（汚水処理単価②）は 244 円（679 円）である。

一方で汚水処理単価①は 169 円と低額となっています。

汚水処理単価①と（汚水処理単価②）の差は 169 円－244 円＝△75 円で、この単価差を一般会計が負担していることになり、平成 28 年度の一般会計の実質負担額は約 7,200 万円であります。

平成 28 年度末現在、町全体の下水道（集合処理）の加入率は 84% であります。加入率が 80% 未満の 4 施設（1,159 人）も存在しています。

近年は機械設備を主として施設等の更新時期を向かえ、更新費用・修繕料が増大しています。国県補助事業を主とした計画的な施設更新が必要となります。

下水道使用料、負担金、分担金については前回（29 年）の改定により町内完全に統一されました。今後、加入率の向上と使用料の適正化が急務となっています。

（表－8）下水道事業の収支状況

	H17		H26	H27	H28	備 考
有収水量 (Q)	994,373		993,913	994,412	954,395	%は前年比、H26 欄 はH17 比
			100.0%	100.1%	96.0%	
料金収入 (A)	154,685		166,701	162,883	161,166	" " 過年度収入を含む
			107.8%	97.7%	98.9%	
収入(B)	521,924		770,786	752,499	714,528	(A)+基準内繰入金
支出(C)	1,042,746		950,899	842,886	786,634	(総費用+償還元金) 建設改良費を除く
差	△520,822		△180,113	△90,387	△72,106	決算統計上の町単独 財源 (B)－(C)
汚水処理 原 価	1,049		958	848	824	支出(C)÷ 有収水量(Q)
汚水処理 単 価 ①	156		168	164	169	料金収入(A)÷ 有収水量(Q)
汚水処理 単 価 ②	679		349	255	244	{(C)－(B)+(A)} ÷有収水量(Q)

(千円：税込、m<sup>3</sup>)

○阿賀町上下水道料金表（案）

※金額は消費税を含んでおりません

事業	地区	備考	区分	基本料金(10m <sup>3</sup> まで)				従量(超過)料金															
				現		案		11m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup>				151m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup>				301m <sup>3</sup> ~							
				現	案	増減(円・率)	増減(円・率)	現	案	増減(円・率)	増減(円・率)	現	案	増減(円・率)	増減(円・率)								
水道	津川 鹿瀬	旧津川町の区域で「津川簡水区域」を除く区域、鹿瀬区	20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																
			25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %																
			40mm	6,860	6,860	0	100.0 %	210	230	20	109.5 %	210	230	20	109.5 %	210	230	20	109.5 %				
			50mm	12,880	12,880	0	100.0 %																
			75mm	32,310	32,310	0	100.0 %																
簡易水道	津川	八ツ田、福取、田沢、倉ノ平、八木山、大牧	20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																
			25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %					190	210	20	110.5 %	190	210	20	110.5 %				
			40mm	6,860	6,860	0	100.0 %																
	鹿瀬	旧鹿瀬地域で「鹿瀬区」を除く区域	20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																
			25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %																
			40mm	2,000	4,580	2,580	229.0 %					160	180	20	112.5 %	160	180	20	112.5 %				
			50mm	2,000	6,000	4,000	300.0 %	190	210	20	110.5 %												
	上川	旧上川村の区域で下記「簡易給水区域」を除く区域	20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																
			25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %																
			40mm	4,300	4,580	280	106.5 %																
			50mm	5,300	6,000	700	113.2 %									100	130	30	130.0 %	100	130	30	130.0 %
			75mm	8,000	9,600	1,600	120.0 %																
	面倉、中山、榎山	簡易給水20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																	
		簡易給水25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %																	
	三川	旧三川村の区域	20mm以下	1,600	1,760	160	110.0 %																
			25mm. 30mm	2,000	2,200	200	110.0 %	100	130	30	130.0 %												
			40mm	4,300	4,580	280	106.5 %					40	50	10	125.0 %			35	50	15	142.9 %		
			50mm	5,300	6,000	700	113.2 %																
	75mm	8,000	9,600	1,600	120.0 %																		

下水道	阿賀町	完全統一済	今回改定なし
-----	-----	-------	--------

最大較差(水道) ↑	2.09	1.77
------------	------	------

最大較差	5.26	4.59
------	------	------

最大較差	5.68	4.26
------	------	------

○改定（案）の説明 《上水・簡水》

【基本料金】

- ① 口径20mm以下、2.5・30mm ・10%(160円、200円)値上げ。《前回統一済》
- ② 口径40mm ・上水と津川簡水は据置(6,860円)、他地区の簡水は4,580円(鹿瀬は現行の2.3倍、上川と三川は6.5%増)で統一する。  
《口径40mm以上は鹿瀬簡水が前回改定前まで用途別料金を採用しており、大口径の基本料金較差が大きかったため段階的に改定するもの。》
- ③ 口径50mm ・上水は据置(12,880円)、簡水は6,000円で統一する。(鹿瀬は現行の3.0倍で上川と三川は13.2%増。)
- ④ 口径75mm ・上水は据置(32,310円)、簡水は20%(1,600円)増の9,600円とする。(簡水は前回統一済)

【従量料金】

- ① 上水 ・9.5%増の230円(+20円)
- ② 簡水【11m<sup>3</sup>~150m<sup>3</sup>以下】 ・津川、鹿瀬、上川(簡易給水を除く)は10.5%増の210円(+20円)、三川簡水及び簡易給水(以下「三川等」という。)は30.0%増の130円(+30円)
- ③ 簡水【151m<sup>3</sup>~300m<sup>3</sup>以下】 ・津川は10.5%増の210円(+20円)。鹿瀬は12.5%増の180円(+20円)、上川30.0%増の130円(+30円)、三川25.0%増の50円(+10円)
- ④ 簡水【301m<sup>3</sup>以上】 ・津川は③と同じ。鹿瀬、上川は③と同じ。三川は42.9%(+15円)増の50円とし151m<sup>3</sup>以上を同額にする。

【詳細説明】

① 口径20mm以下（一般家庭用等）

- ・基本料金は160円(10%)値上げし1,760円とする。(前回改定で完全統一済)
- ・従量料金(11~150m<sup>3</sup>)は三川等が30円/m<sup>3</sup>UP、その他地区が20円/m<sup>3</sup>UP。
- ・標準的家庭(20m<sup>3</sup>/月)の上水が4,060円で360円(9.7%)UP、津川・鹿瀬・上川簡水が3,860円、360円(10.3%)UP、三川等3,060円、460円(17.7%)UP。最大較差は現行1.42倍(1,100円)から1.33倍(1,000円)に縮減される。40m<sup>3</sup>/月での最大較差は1.72倍から1.53倍に縮減。

事業・地区		現行料金(口径20mm以下、 <u>20m<sup>3</sup>/月</u> )	最小との較差		改定案(口径20mm以下、 <u>20m<sup>3</sup>/月</u> )	最小との較差		増減額	改定率
水道	津川・鹿瀬	1,600円 + 10 m <sup>3</sup> × 210円 = 3,700円	1,100円	1.42倍	1,760円 + 10 m <sup>3</sup> × 230円 = 4,060円	1,000円	1.33倍	360円	109.7%
簡水	津川・鹿瀬・上川	1,600円 + 10 m <sup>3</sup> × 190円 = 3,500円	900円	1.35倍	1,760円 + 10 m <sup>3</sup> × 210円 = 3,860円	800円	1.26倍	360円	110.3%
	三川等	1,600円 + 10 m <sup>3</sup> × 100円 = 2,600円	0円	1.00倍	1,760円 + 10 m <sup>3</sup> × 130円 = 3,060円	0円	1.00倍	460円	117.7%

※金額は消費税を含んでいません。

事業・地区		現行料金(口径20mm以下、 <u>40m<sup>3</sup>/月</u> )	最小との較差		改定案(口径20mm以下、 <u>40m<sup>3</sup>/月</u> )	最小との較差		増減額	改定率
水道	津川・鹿瀬	1,600円 + 30 m <sup>3</sup> × 210円 = 7,900円	3,300円	1.72倍	1,760円 + 30 m <sup>3</sup> × 230円 = 8,660円	3,000円	1.53倍	760円	109.6%
簡水	津川・鹿瀬・上川	1,600円 + 30 m <sup>3</sup> × 190円 = 7,300円	2,700円	1.59倍	1,760円 + 30 m <sup>3</sup> × 210円 = 8,060円	2,400円	1.42倍	760円	110.4%
	三川(上川)	1,600円 + 30 m <sup>3</sup> × 100円 = 4,600円	0円	1.00倍	1,760円 + 30 m <sup>3</sup> × 130円 = 5,660円	0円	1.00倍	1,060円	123.0%

※金額は消費税を含んでいません。

② 口径25・30mm

・基本料金は200円(10%)値上げし2,200円とする。(前回改定で完全統一済)

・従量料金は使用量が多いほど地域格差大きい。当面逓減制により激変緩和を行います。【以下 大口径については同じ】

・月額使用料は使用量300m<sup>3</sup>の場合で6,000円台のUP。(上川地区は7,500円UP)上水の最大較差は2.86倍が2.47倍に改善されるが、値上げ額はやや拡大する。

口径25・30mm		月使用量	現行			改定案						備考	
事業・地区			①月額	②最小との較差		③月額	④増減(③-①)	⑤改定率	⑥最小との較差		⑦較差縮減状況		
水道	津川・鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	10,400 円	4,400 円	1.73 倍	11,400 円	1,000 円	109.6 %	4,000 円	1.54 倍	△ 400 円	△ 0.19 倍	
		150 m <sup>3</sup>	31,400 円	15,400 円	1.96 倍	34,400 円	3,000 円	109.6 %	14,000 円	1.69 倍	△ 1,400 円	△ 0.27 倍	
		300 m <sup>3</sup>	62,900 円	40,900 円	2.86 倍	68,900 円	6,000 円	109.5 %	41,000 円	2.47 倍	100 円	△ 0.39 倍	
		600 m <sup>3</sup>	125,900 円	93,400 円	3.87 倍	137,900 円	12,000 円	109.5 %	95,000 円	3.21 倍	1,600 円	△ 0.66 倍	
簡水	津川	50 m <sup>3</sup>	9,600 円	3,600 円	1.60 倍	10,600 円	1,000 円	110.4 %	3,200 円	1.43 倍	△ 400 円	△ 0.17 倍	
		150 m <sup>3</sup>	28,600 円	12,600 円	1.79 倍	31,600 円	3,000 円	110.5 %	11,200 円	1.55 倍	△ 1,400 円	△ 0.24 倍	
		300 m <sup>3</sup>	57,100 円	35,100 円	2.60 倍	63,100 円	6,000 円	110.5 %	35,200 円	2.26 倍	100 円	△ 0.34 倍	
		600 m <sup>3</sup>	114,100 円	81,600 円	3.51 倍	126,100 円	12,000 円	110.5 %	83,200 円	2.94 倍	1,600 円	△ 0.57 倍	
	鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	9,600 円	3,600 円	1.60 倍	10,600 円	1,000 円	110.4 %	3,200 円	1.43 倍	△ 400 円	△ 0.17 倍	
		150 m <sup>3</sup>	28,600 円	12,600 円	1.79 倍	31,600 円	3,000 円	110.5 %	11,200 円	1.55 倍	△ 1,400 円	△ 0.24 倍	
		300 m <sup>3</sup>	52,600 円	30,600 円	2.39 倍	58,600 円	6,000 円	111.4 %	30,700 円	2.10 倍	100 円	△ 0.29 倍	
		600 m <sup>3</sup>	100,600 円	68,100 円	3.10 倍	112,600 円	12,000 円	111.9 %	69,700 円	2.62 倍	1,600 円	△ 0.48 倍	
	上川	50 m <sup>3</sup>	9,600 円	3,600 円	1.60 倍	10,600 円	1,000 円	110.4 %	3,200 円	1.43 倍	△ 400 円	△ 0.17 倍	
		150 m <sup>3</sup>	28,600 円	12,600 円	1.79 倍	31,600 円	3,000 円	110.5 %	11,200 円	1.55 倍	△ 1,400 円	△ 0.24 倍	
		300 m <sup>3</sup>	43,600 円	21,600 円	1.98 倍	51,100 円	7,500 円	117.2 %	23,200 円	1.83 倍	1,600 円	△ 0.15 倍	
		600 m <sup>3</sup>	73,600 円	41,100 円	2.26 倍	90,100 円	16,500 円	122.4 %	47,200 円	2.10 倍	6,100 円	△ 0.16 倍	
	三川	50 m <sup>3</sup>	6,000 円	0 円	1.00 倍	7,400 円	1,400 円	123.3 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		150 m <sup>3</sup>	16,000 円	0 円	1.00 倍	20,400 円	4,400 円	127.5 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		300 m <sup>3</sup>	22,000 円	0 円	1.00 倍	27,900 円	5,900 円	126.8 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		600 m <sup>3</sup>	32,500 円	0 円	1.00 倍	42,900 円	10,400 円	132.0 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	

※金額は消費税を含んでいません。



③ 口径40mm

・基本料金は上水及び津川簡水を据置きし他3地区との較差を縮減します。上川と三川地区では6.6%UP、鹿瀬地区は4,580円(2.3倍)UPL、3地区料金を統一します。

・月額料金は使用量300m<sup>3</sup>の場合、最大で1万9千円台のUP。上水の最大較差は2.79倍から2.43倍に縮減されます。

口径40mm		月使用量	現行			改定案							備考
			①月額	②最小との較差		③月額	④増減(③-①)	⑤改定率	⑥最小との較差		⑦較差縮減状況		
事業・地区													
水道	津川・鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	15,260 円	6,960 円	1.84 倍	16,060 円	800 円	105.2 %	6,280 円	1.64 倍	△ 680 円	△ 0.20 倍	
		150 m <sup>3</sup>	36,260 円	17,960 円	1.98 倍	39,060 円	2,800 円	107.7 %	16,280 円	1.71 倍	△ 1,680 円	△ 0.27 倍	
		300 m <sup>3</sup>	67,760 円	43,460 円	2.79 倍	73,560 円	5,800 円	108.6 %	43,280 円	2.43 倍	△ 180 円	△ 0.36 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	214,760 円	165,960 円	4.40 倍	234,560 円	19,800 円	109.2 %	169,280 円	3.59 倍	3,320 円	△ 0.81 倍	
簡水	津川	50 m <sup>3</sup>	14,460 円	6,160 円	1.74 倍	15,260 円	800 円	105.5 %	5,480 円	1.56 倍	△ 680 円	△ 0.18 倍	
		150 m <sup>3</sup>	33,460 円	15,160 円	1.83 倍	36,260 円	2,800 円	108.4 %	13,480 円	1.59 倍	△ 1,680 円	△ 0.24 倍	
		300 m <sup>3</sup>	61,960 円	37,660 円	2.55 倍	67,760 円	5,800 円	109.4 %	37,480 円	2.24 倍	△ 180 円	△ 0.31 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	194,960 円	146,160 円	4.00 倍	215,460 円	20,500 円	110.5 %	150,180 円	3.30 倍	4,020 円	△ 0.70 倍	
	鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	9,600 円	1,300 円	1.16 倍	12,980 円	3,380 円	135.2 %	3,200 円	1.33 倍	1,900 円	0.17 倍	
		150 m <sup>3</sup>	28,600 円	10,300 円	1.56 倍	33,980 円	5,380 円	118.8 %	11,200 円	1.49 倍	900 円	△ 0.07 倍	
		300 m <sup>3</sup>	52,600 円	28,300 円	2.16 倍	65,480 円	12,880 円	124.5 %	35,200 円	2.16 倍	6,900 円	0.00 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	164,600 円	115,800 円	3.37 倍	191,480 円	26,880 円	116.3 %	126,200 円	2.93 倍	10,400 円	△ 0.44 倍	
	上川	50 m <sup>3</sup>	11,900 円	3,600 円	1.43 倍	12,980 円	1,080 円	109.1 %	3,200 円	1.33 倍	△ 400 円	△ 0.10 倍	
		150 m <sup>3</sup>	30,900 円	12,600 円	1.69 倍	33,980 円	3,080 円	110 %	11,200 円	1.49 倍	△ 1,400 円	△ 0.20 倍	
		300 m <sup>3</sup>	45,900 円	21,600 円	1.89 倍	65,480 円	19,580 円	142.7 %	35,200 円	2.16 倍	13,600 円	0.27 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	115,900 円	67,100 円	2.38 倍	156,480 円	40,580 円	135 %	91,200 円	2.40 倍	24,100 円	0.02 倍	
	三川	50 m <sup>3</sup>	8,300 円	0 円	1.00 倍	9,780 円	1,480 円	117.8 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		150 m <sup>3</sup>	18,300 円	0 円	1.00 倍	22,780 円	4,480 円	124.5 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		300 m <sup>3</sup>	24,300 円	0 円	1.00 倍	30,280 円	5,980 円	124.6 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	48,800 円	0 円	1.00 倍	65,280 円	16,480 円	133.8 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	

※金額は消費税を含んでいません。

③ 口径50mm

・基本料金は上水を据置きし他地区との較差を縮減します。上川と三川地区では13.2%UP、鹿瀬地区は4,000円(3.0倍)UPL簡水料金を統一します。

・月額料金は使用量300m<sup>3</sup>の場合で5~9千円台のUP。上水の最大較差は2.92倍から2.51倍に縮減されます。

口径50mm		月使用量	現行			改定案						備考	
事業・地区			①月額	②最小との較差		③月額	④増減(③-①)	⑤改定率	⑥最小との較差		⑦較差縮減状況		
水道	津川・鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	21,280 円	11,980 円	2.29 倍	22,080 円	800 円	103.8 %	10,880 円	1.97 倍	△ 1,100 円	△ 0.32 倍	
		150 m <sup>3</sup>	42,280 円	22,980 円	2.19 倍	45,080 円	2,800 円	106.6 %	20,880 円	1.86 倍	△ 2,100 円	△ 0.33 倍	
		300 m <sup>3</sup>	73,780 円	48,480 円	2.92 倍	79,580 円	5,800 円	107.9 %	47,880 円	2.51 倍	△ 600 円	△ 0.41 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	220,780 円	170,980 円	4.43 倍	240,580 円	19,800 円	109 %	173,880 円	3.61 倍	2,900 円	△ 0.82 倍	
簡水	鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	9,600 円	300 円	1.03 倍	14,400 円	4,800 円	150 %	3,200 円	1.29 倍	2,900 円	0.26 倍	
		150 m <sup>3</sup>	28,600 円	9,300 円	1.48 倍	35,400 円	6,800 円	123.8 %	11,200 円	1.46 倍	1,900 円	△ 0.02 倍	
		300 m <sup>3</sup>	52,600 円	27,300 円	2.08 倍	62,400 円	9,800 円	118.6 %	30,700 円	1.97 倍	3,400 円	△ 0.11 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	164,600 円	114,800 円	3.31 倍	188,400 円	23,800 円	114.5 %	121,700 円	2.82 倍	6,900 円	△ 0.49 倍	
	上川	50 m <sup>3</sup>	12,900 円	3,600 円	1.39 倍	14,400 円	1,500 円	111.6 %	3,200 円	1.29 倍	△ 400 円	△ 0.10 倍	
		150 m <sup>3</sup>	31,900 円	12,600 円	1.65 倍	35,400 円	3,500 円	111 %	11,200 円	1.46 倍	△ 1,400 円	△ 0.19 倍	
		300 m <sup>3</sup>	46,900 円	21,600 円	1.85 倍	54,900 円	8,000 円	117.1 %	23,200 円	1.73 倍	1,600 円	△ 0.12 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	116,900 円	67,100 円	2.35 倍	145,900 円	29,000 円	124.8 %	79,200 円	2.19 倍	12,100 円	△ 0.16 倍	
	三川	50 m <sup>3</sup>	9,300 円	0 円	1.00 倍	11,200 円	1,900 円	120.4 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		150 m <sup>3</sup>	19,300 円	0 円	1.00 倍	24,200 円	4,900 円	125.4 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		300 m <sup>3</sup>	25,300 円	0 円	1.00 倍	31,700 円	6,400 円	125.3 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	49,800 円	0 円	1.00 倍	66,700 円	16,900 円	133.9 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	

※金額は消費税を含んでいません。

③ 口径75mm

・基本料金は上水を据置きし、簡水は1,600円(20%)UPL較差を縮減します。(前回改訂時、簡水の基本料金は統一済)

・月額料金は使用量300m<sup>3</sup>の場合、上水5,800円、鹿瀬簡水7,400円、上川簡水8,900円、三川簡水7,300の円UP。上水の最大較差は3.33倍から2.80倍に縮減されます。

口径75mm		月使用量	現行			改定案						備考	
			①月額	②最小との較差		③月額	④増減(③-①)	⑤改定率	⑥最小との較差		⑦較差縮減状況		
水道	津川・鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	40,710 円	28,710 円	3.39 倍	41,510 円	800 円	102 %	26,710 円	2.80 倍	△ 2,000 円	△ 0.59 倍	
		150 m <sup>3</sup>	61,710 円	39,710 円	2.81 倍	64,510 円	2,800 円	104.5 %	36,710 円	2.32 倍	△ 3,000 円	△ 0.49 倍	
		300 m <sup>3</sup>	93,210 円	65,210 円	3.33 倍	99,010 円	5,800 円	106.2 %	63,710 円	2.80 倍	△ 1,500 円	△ 0.53 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	240,210 円	187,710 円	4.58 倍	260,010 円	19,800 円	108.2 %	189,710 円	3.70 倍	2,000 円	△ 0.88 倍	
簡水	鹿瀬	50 m <sup>3</sup>	15,600 円	3,600 円	1.30 倍	18,000 円	2,400 円	115.4 %	3,200 円	1.22 倍	△ 400 円	△ 0.08 倍	
		150 m <sup>3</sup>	34,600 円	12,600 円	1.57 倍	39,000 円	4,400 円	112.7 %	11,200 円	1.40 倍	△ 1,400 円	△ 0.17 倍	
		300 m <sup>3</sup>	58,600 円	30,600 円	2.09 倍	66,000 円	7,400 円	112.6 %	30,700 円	1.87 倍	100 円	△ 0.22 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	170,600 円	118,100 円	3.25 倍	192,000 円	21,400 円	112.5 %	121,700 円	2.73 倍	3,600 円	△ 0.52 倍	
	上川	50 m <sup>3</sup>	15,600 円	3,600 円	1.30 倍	18,000 円	2,400 円	115.4 %	3,200 円	1.22 倍	△ 400 円	△ 0.08 倍	
		150 m <sup>3</sup>	34,600 円	12,600 円	1.57 倍	39,000 円	4,400 円	112.7 %	11,200 円	1.40 倍	△ 1,400 円	△ 0.17 倍	
		300 m <sup>3</sup>	49,600 円	21,600 円	1.77 倍	58,500 円	8,900 円	117.9 %	23,200 円	1.66 倍	1,600 円	△ 0.11 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	119,600 円	67,100 円	2.28 倍	149,500 円	29,900 円	125 %	79,200 円	2.13 倍	12,100 円	△ 0.15 倍	
	三川	50 m <sup>3</sup>	12,000 円	0 円	1.00 倍	14,800 円	2,800 円	123.3 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		150 m <sup>3</sup>	22,000 円	0 円	1.00 倍	27,800 円	5,800 円	126.4 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		300 m <sup>3</sup>	28,000 円	0 円	1.00 倍	35,300 円	7,300 円	126.1 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	
		1000 m <sup>3</sup>	52,500 円	0 円	1.00 倍	70,300 円	17,800 円	133.9 %	0 円	1.00 倍	0 円	0.00 倍	

※金額は消費税を含んでいません。